

西条市合併10周年記念事業



料金受取人払郵便



差出有効期限
平成26年3月31日まで

7 9 3 8 7 9 0

西条市明屋敷一六四番地

西条市役所

西条市長行

(総務課扱い)



◆簡易封筒の作り方

のりしろ部分をのりづけして貼り付けてください。

◆以上で郵便封筒になりますので、切手を貼らずにそのまま投かれます。

※料金受取人払の有効期限は平成26年3月31日までとなっていますが、応募期限は、**3月14日**ですので、ご注意ください。

市民憲章などを募集します！

西条市は、平成26年11月1日に合併10周年を迎えるにあたり、今後のまちづくりの方向性を示し、さらなる市民の融和と一体感の醸成を図ることを目的として、「市民憲章」「市の象徴」を市民の皆さんから募集します。

市民憲章・市の象徴（将来にわたり、さまざまな場面で親しまれるよう活用）

【応募条件】

- 市民憲章：今後のまちづくりの指針を5カ条以内で記入してください。あるいは、市民憲章に盛り込みたいキーワードを5項目以内で記入してください。
- 市の象徴：市の木、市の花などの市の象徴の制定について検討していきます。内容や活用方法に関して、ご意見がありましたら、自由に記入してください。

【応募資格】 西条市に在住の方

【問合せ先】 市庁舎本館総務課 総務法制係

電話番号：0897-52-1256 メールアドレス：somu@saijo-city.jp

また、合併10周年記念事業で使用する「シンボルマーク」「キャッチフレーズ」も併せて募集します。皆さんのご応募をお待ちしています。

シンボルマーク・キャッチフレーズ（合併10周年記念事業で活用）

【応募条件】

西条市への思いやイメージなどを表現したもので、分かりやすく、親しみやすいものとします。

■シンボルマーク

- 西条市の魅力と地域特性をPRするのにふさわしいデザインであること。
- 応募作品をパソコン等で作成し、応募する場合のファイル形式は、JPEGまたはPDF形式とし、サイズはメール1通あたり、5MB以内としてください。

■キャッチフレーズ

文字数は概ね20文字以内とし、10周年を印象づけるものであること。

【応募資格】

市内に在住、通勤・通学されている方または西条市にゆかりのある方

【表彰など】

○最優秀賞（採用作品）：各1点 ○優秀賞：各数点 ※受賞者には賞状、記念品を贈呈。

【問合せ先】

市庁舎本館行政改革推進課 合併10周年記念事業担当

電話番号：0897-52-1258 メールアドレス：kinen@saijo-city.jp

■応募に関する共通事項

【募集期間】

2月1日(土)～3月14日(金) ※3月14日必着

【注意事項】

- 裏面が応募用紙です。必要事項を記入のうえ、封書にしてポストに投函してください。
- 切手は不要です。シンボルマークを別用紙で作成した作品は封書に封入してください。
- 応募は、それぞれの項目につき一人1点です。応募したい項目のみ記入してください。
- 応募作品は返却しません。応募者自らが作成し、未発表のものに限ります。
- 採用作品に関する一切の権利は、西条市に帰属します。
- 採用作品の内容は、一部を補正、修正、モノクロ化する場合があります。
- 採用作品は、市のPR等に活用する予定です。
- 市ホームページに応募要領等を掲載していますので、そちらもご覧ください。

市ホームページアドレス：<http://www.city.saijo.ehime.jp/>

合併10周年記念事業で使用する シンボルマーク・キャッチフレーズ 応募用紙

シンボル マーク	※シンボルマークの図案は、A4サイズの白色用紙を使用。縦横15cmの枠内にデザインし、枠外に上下がわかるよう表示して、添付してください。
キャッチ フレーズ	
コンセプト やアピール ポイント、 理由、趣旨 など	
西条市との つながり	

のりしろ

共通記入用紙（応募する場合必ずご記入ください）

ふりがな 氏 名	-----	
生年月日	年 月 日生	（ 歳）
住 所	（〒 - ）	
職 業 等	会社員 自営業 農業 学生 公務員 その他（ ）	
連 絡 先	T E L	
	e-mail	

市民憲章・市の象徴 応募用紙

のりしろ

市民憲章

①

②

③

④

⑤

※本文の意味や理由などについて記入してください。

市の象徴

※市の象徴に関してご意見があれば、自由に記入してください。

【応募方法など】

- 応募の詳細については、表面の内容をご確認ください。
- 応募用紙は、広報紙のほか、本庁総務課および行政改革推進課、各総合支所総務課、各公民館にも備え付けてあります。また、市ホームページからもダウンロードできます。
- 応募は、応募用紙設置窓口へ直接提出したり、郵送、電子メールでもできます。